

2 表 彰 規 程

1 目 的

本連盟会員で年度内に昇段・昇格、全国規模の大会等で優秀な成果を収めたもの、また功績顕著なものに対して、斯道の奨励・振興に貢献したものとして表彰する。

2 表彰の内容

(1) 昇段・昇格者賞

- ア. 新称号(錬士・教士・範士)を授与されたもの。
- イ. 六段以上の昇段を認許されたもの。

(2) 優秀選手賞

- ア. 全国大会で5位以内(国体は8位以内)に入賞したもの。
- イ. 関東大会で優勝・準優勝したもの。
- ウ. 下記大会(優秀地連表彰対象)の5位以内(国体は8位以内)に入賞したものについては特別賞を授与する。
 - 全日本弓道大会 (個人)
 - 全日本男子弓道選手権大会 (個人)
 - 全日本女子弓道選手権大会 (個人)
 - 全日本弓道遠的選手権大会 (個人)
 - 全日本勤労者弓道選手権大会 (団体)
 - 国民体育大会・弓道競技 (団体)
 - 全国高等学校弓道大会 (団体)
 - 全国高等学校弓道選抜大会 (団体)
- エ. 特別賞の内容(金額)については内規を別に設け定める。

(3) 長寿賞

- ア. 会員(15年以上継続加盟)が年度内に以下の年令に達するとき。
傘寿80才 米寿88才 白寿99才
- イ. 長寿賞受賞者は、受賞年度から会費を減額する。
- ウ. 会長が認めた場合、会費を免除することが出来る。

(4) 功労・荣誉賞

次の各項の1つに該当するものは、常任理事会の承認を得て表彰することができる。

- ア. 本連盟の役員として功績あるものが退任したとき。
- イ. 会員が連盟会則第4条の目的に基づく功績により国家的荣誉を受けたとき。
- ウ. その他功績顕著にしてその必要があると認められたとき。

3 表彰の方法

原則として、当該年度末に賞状並びに記念品等をもって表彰を行う。

平成 4年 4月 1日 制定

平成 5年 4月 1日 改訂

平成11年 4月 1日 改訂

平成19年 4月 1日 改訂

平成24年 5月19日 改訂

平成28年 4月 1日 改訂